

資料 料

ドイツ判例にみる夫婦・親子間の不法行為

小野幸一

判斷

事實

(a) 夫婦間における慰謝料請求の問題とBGB八三九条第一項後段の意味における他の方法での賠償可能性としての慰謝料請求のもつ意味について。

(b) 夫婦が乗用車に同乗中肉体的損傷をうけた場合、BG B一三五九条の比較的ゆるやかな賠償責任基準は適用されない（補遺・BGHZ五三巻三五一頁）。

連邦通常裁判所第三民事判事会一九七三年六月一八日判決(BGHZ Bd. 61, S. 101)
第一審 ハイルブロン地方裁判所

控訴審 シュトットガルト高等裁判所
参考条文 民法八三九条、八四七条、一三五九条
(BGB §§39, 847, 1359)

原告（複数の女性）は、アメリカ合衆国にかわりドイツ連邦共和国を相手どり慰謝料の請求をした。原告は一九六八年六月五日機械工W氏の運転する車に同乗し、家族ドライブの途中アウトバーンで負傷した。当時、原告らの右側車線を走行中のアメリカ合衆国の軍用トラックがブレーキをかけ、ためにそのトラックが牽引していた二輪のトレーラーが追越車線走行中の原告の車へと横滑りしてきて衝突したのであつた。原告は第一にW氏の妻、第二にW氏の母親である。

防衛庁は慰謝料の支払いを拒否したので、原告らは訴え提起、地方裁判所は慰謝料として、原告Iに八〇〇DM、原告IIに一五〇〇DMを支払うよう命じた。そこで被告は

控訴したが棄却されたので、さらに上告。

判決理由

一

控訴審は、つぎのように詳論している。

アメリカのトラックの運転手は、責任のある事故を引き起した。原告らは慰謝料請求に関して、右の責任に対する被告の損害賠償責任以外には他のいかなる方法での補償可能性をも持たないであろう。たしかに乗用者の運転手もまた事故誘発に対して、軽い過失があるとの非難が仮定されるかも知れないが、しかしそれにもかかわらず、彼には何人らの慰謝料を支払うべき責任もない。原告らの、夫や息子に対する（肉体的負傷によって侵害されたところの）非財産的侵害による金銭賠償の請求権は彼女らには存在しない。その結婚が完全であり、かつ家族共同体で互いに生活している夫婦の一方が、他方の協力によつて日々の生活を送つてゐる際に、軽い過失で軽い怪我を負わされても、

被害者はBGB八四七条にもとづいて金銭ざたにはしないものである。この理は、たとえ過失のある方が自己のポケットマネーで賠償金を支払うとする場合も同様であるといえよう。なぜなら、その賠償金は最終的には結局夫婦共同の家計から支払われことになるであろうからである。いずれにせよ、通常の夫婦間では、右のような状態においては“弁償”的責任といったものはなかつたし、また、財産上の侵害に対する“埋め合わせ”(Vergleich) もBGB八四七条にもとづいてではなく、二人の習慣と共同生活に応じた方法にもとづいてなされるのが常であつた。その際、考えられることは、負傷した夫婦の一方が病床にある間とくに愛情に溢れた世話をしたとか、細かな点にまでゆきとどいた配慮を行つたとか、あるいは負傷した夫婦の一方に対する職業上および家計上の一時的な代役などが考えられる。しかしBGB八四七条にもとづいて法的になされうる金銭賠償請求は、上記のいづれの場合にも問題とはならない。かかる考慮は原告IIにとってピッタリとあてはまる。彼女もまた息子と共に狭い家庭共同体の中で生活し、また

—少くとも部分的には—扶養されているだろう。そのような状況下で子供達が親切でやつたつもりの軽い過失のため、両親が慰謝料を請求するなどということは、夫婦の方に対する場合と同様、ほとんどありえない。

それはともかく、両原告にとって、その夫や息子に金銭的損害賠償の支払いを請求することは期待できないであろう。保険による補償が成立しない場合には、そのような請求は実質的な金銭的補償にはならず、単なる家庭内における無意味な金銭の移動となるだけであろう。被告は、W氏に対してもできる償還請求を引き合いにだして支払いを拒否することはできないであろう。原告らのW氏に対する慰謝

料請求権が成立した場合、被告は償還請求の実を期待することはほとんどできない。なぜなら、そのような償還請求を可能とすれば、それは家庭の平和を脅かすことになるが、家庭の平和を守護することはすべての国家権力の課題であるからである。まさにこの観点から、原告らがW氏に請求することは期待できないのである。

それゆえ被告は、軍用トラックの運転手が原告らに与え

た非財産上の侵害に対し、低額の賠償金を支払う義務がある。この非財産上の侵害に関して原告らは、補償と謝罪の要求権をもつ。W氏と家族関係にあるゆえの金銭による解決（調停）というものは、W氏の損害補填義務がなくなるということを意味するものではない。なぜならW氏は、原告らに与えた損害のうちの“彼”的持分だけをもとの良い状態に戻せばよいのであり、しかも彼だけがなじうる方法でやればよいのである。

以上が控訴審の判旨であるが、しかしこの理論は上告審では通用しない。

A 妻（原告I）の慰謝料請求

一 (a) 控訴審はつぎのことと仮定した。すなわちアメリカ軍用トラックの運転手とともに原告の夫もまた軽微な過失で交通事故を引き起したのであるから、彼の過失は夫としての責任にもとづくものであると (BGB一二七六条第一項前段および八二三条第一項)⁽³⁾。

しかし、BGB一三五九条⁽⁴⁾の比較的ゆるやかな賠責基準

は「」では意味をもたない。判事会は、交通事故において、同乗していた妻を負傷に至らしめた運転手が路上で軽微な過失ある行動をした場合、BGB 一三五九条の微少な事故における用意周到性の適用について判断を下す必要はない。かりに運転手が、自分はつねにそのように慎重に運転しているのであると主張しても同様であつて、問題はそこにはないのである。連邦裁第四判事会は、一九七〇年三月一一日 (BGHZ 五三巻、三五一頁、三五五頁) の判決⁽⁵⁾で、ある妻がその夫の所有する乗用車を交通事故で破損させたケースについて、つぎのような判断を下した。夫婦が車で走行中、夫婦の一方が道路交通法に違反し、ために損傷を与えた場合はBGB 一三五九条の賠償基準はどんな場合でも適用されない。夫婦がともに「」普通の路上走行をし、その結果夫婦が身体的傷害をこうむった場合に対し適用される。

(b) 連邦裁判所は、従来、つるのような場合については判決を下さなかつた。すなわち、支障のない完全な婚姻において、夫婦の一方の軽い過失によって惹起された身体傷害にもとづく夫婦間の損害賠償請求は一般に拒否されうる

のかどうか、そして拒否される場合は個々のケースにおいてどの程度までその必要性が認められるのか、あるいはまた、いずれにしても夫婦関係にあるかぎり、他方に対する配慮(協力)義務があるのであるが、「」の義務からはたしてそのような賠償請求が無効であるとの結論を導き出しうるのかどうか、という点についてである(参照、シュタウディガーリヒュープナー著・BGB I O · 1-1版、Rdnr. 28. vor 1 ||| 五三条、ゼールゲル＝ジイーベルト＝ランゲ著・BGB I O版 1 ||| 五三条Rdnr. 23、ニールマン＝ベルトロマイクツィーク著・BGB 五版 1 ||| 五九条 Rdnr. 5 と Rdnr. 6 ror 1 ||| 五三条、ヘンリッヒ著・家族法(一九七〇年版) §10 I 3b、Hauß in LM BGB 1 ||| 五九条 Nr. 3 とマーリング記念論文集(一九六五年) 345, 358⁽⁶⁾。

第四判事会は、この問題をBGHZ 五三巻三五一頁に開する判決で未解決のままにしてしまった(三五六頁)。当判事会においてもまたこの問題を決定する必要はない。車を走行中、夫婦の一方の過失によつて他方が傷害を受けた場合、法律にもとづく損害賠償請求権を拒否するには、夫婦が支障のない共同体で生活をしてゐるところ、事実のみの理由

によつては、いづれにせよ不十分である。過夫による身体

傷害を理由とする損害賠償請求権は、法的には、婚姻の本質とはより異質なものである（参照、デーレ著・家族法（一九六四年版）§44 I c° バイツケ著・家族法（一六版）§12III 3° ヤイメ著・婚姻と家族に関する刊行誌—FamRZ—1970, 388, 389, 390、ハウス著・マーリング記念論文集 345, 356, 357⁽⁷⁾）。

婚姻から生ずる義務とその影響を考察する場合は、個々のケースにおいて、夫婦間の要求が婚姻上不適当であると考えられる事情をさらに考慮しなければならないであろう。それは、たとえば責任のある側の夫婦の一方が損害賠償請求を受けることによって、その損害の充當で必然的に生ずる財産の欠損が自己の財産をはるかに越えてしまうような場合である。しかしながら、控訴審はそのような事情を確定しながら、またそのような審査のための基準点も確定しなかつた。当事者もまたそれに対して何も上申しなかつた。

(c) 夫婦の一方が、他方に対して人身侵害による賠償義務を負うかぎり、原則としてそれに見合つた慰謝料もま

た支払うべき責任がある。

このことは、BGB八四七条第一項前段より明らかである。許されざる行為が非財産上の侵害を持たらした場合、原則として無条件に低額の金銭による弁済請求権が発生するが規則(Vorschrift)によって認められている。法による慰謝料請求権の制限は—本質的に—夫婦間で慰謝料の請求が問題となつてゐる、という事情だけから導き出しうるものではない。夫婦の一方によつて引き起された非財産上の侵害による補償(法)は、何ら婚姻の本質と矛盾するものではない(以下の文献参照。カールスルーエ高等裁判所 Fam RZ (一九六一年版)三七五頁、デーン §44 I 1 c° ハルトウングによつても明らかである—VersR (一九七〇年版)六七四頁、またハウス著 LM BGB 1 II 五九条 Nr. 3° aA : クンリッヒ著 §10 I 3 b° ロローフ著 VersR 1964, 703, 304、およびショタウディガー = ヒューバーナ著 Rdnr. 29 vor §1353⁽⁸⁾)。究極的には慰謝料請求は、法による損害賠償請求(財産的侵害などのそれ)と同様、特別な事情(夫婦といふ)が存在する際にはどんな場合でも婚姻の本質とは一致しないものである。

同様に慰謝料、非財産上の侵害に対する補償および調停を申し出ることは、BGB八四七条による夫婦間の弁済義務と対立するものではない。円満な共同体で生活している夫婦が、たとえいつもの通りに調停および謝罪などの方法で他の家族にも好都合のような方法を見い出すべく努力していたとしても、これを以て法が金銭によらない弁済調停方法だけを認めていると解することはできない。そうでなければ、夫婦の一方に対し不公平な差別待遇を惹起せしめることにならう（参照、ヤイメ著・Fam RZ一九七〇年版三八八頁・三八九頁、ベーマー著・MDR一九五九年版八一六頁、ハウス著・LM BGB I 三五九条Nr.3⁽⁹⁾）。法によれば、損害を受けた夫婦の一方もまた、BGB八四七条の場合においては規則通りに金銭による損害賠償請求権を有するのである。だが、ここでもまた高額な請求はなれないかも知れない。しかし、この請求が通常では（普通の夫婦間では）あまり請求されないということは、慰謝料および損害賠償請求を認めることにとって重要なことではない（参照、ハウス著・マーリング記念論文集三四五頁、三五六頁⁽¹⁰⁾）。

（d）夫婦間における慰謝料請求を認めることは必ずしも不都合な結果を招来せしめるものではない。たとえ夫婦に、法律によって請求の可能性が認められていても、円満な夫婦（その共同生活になんの支障もない）は、自分たちの内話もめをBGB八四七条第一項前段にもどりて請求すべきでないし、またそとはしないだろう。したがって、慰謝料請求は通常の場合、第一の加害者が被害者に対し十分な補償をなし、よってその共同責任者たる夫婦の一方に負担部分の償還請求を求めるような場合にのみ意味があるのである。連邦裁判所第四判事会の判決一一九五八年一月四日＜VIZR 240/57（＝保険法一九五九年版二三一頁）＞一はこのケースであった。事案は、自分のオートバイに同乗させた妻を交通事故で負傷させた夫が、その事故について同様に共同責任のある第二の加害者（加害者は被害者妻に対してすでに損害賠償と慰謝料を支払っている）から補償の償還請求を求められたものであったが、裁判所は、その夫は法律上妻に対して損害賠償義務があるとして、これを認容する判決を下した。すなわち、連邦裁判所はその際、慰謝料

の履行を調停 (Aurg Leichung) から除外しなかったのである。

なお加えて、——これが決定的なのが——BGB八四七条第一項前段は、正当な金銭による賠償請求のみを認めている。むしろで、この正当性の判断は、個々の事例において、あるある重要な情況を考慮して決定されるべきものであるから、この正当性の必要性は、請求額の枠内で、正当な理由によじて提示された請求を妥当な額に修正する機能を有している (BGB一八卷一四九頁、一六一頁)。家族法上の関係 (BGH補償法一九六七年版二八六頁)において、慰謝料額の算定は、加害者と被害者との経済的関係 (BGHZ一八卷一四九頁、一五九頁以下) が重要な要素となる。たとえば、慰謝料の金額は通常、その責任のある夫婦の一方の支払いが、家族の資産を極端に減少しない範囲内で決定されるであろう (参照、シュタウディガーリショーファー共著・⁽¹¹⁾一版 §847 Rdnr. 57' LM BGB 一三五九条 Nr. 3 の Hanß 執筆部分)。しかし、適度な家庭の生活費の減少をもつてあがなわれ、かつその家庭に再び用だてられるような慰謝料

の賠償は、BGB八四七条第一項前段の趣旨に適合せず、またその目的を達することができないであろう。この事例において、金銭による補償をまったく除外する」とが妥当であるかどうか、どういふことはまだ不確かである。これに対しても、少くとももと特別な重要な情況が考慮されなければならない。BGB八四七条は、金銭によって履行されるべき補償について規定している (BGHZ一八卷一四九頁、一六〇頁、シュタウディガーリショーファー共著・前掲箇所⁽¹²⁾)。夫婦間において示談が行われるべきである、という事情は、補償の程度を規定するための一要素にすぎず、その事情だけで、金銭による補償が根本的に不当であるとみなすことはできない。したがって、控訴審は原告にどの程度の慰謝料が適當であるか、を吟味しなければならなかつた。しかし控訴審はそれを吟味しなかつた。控訴審のように、原告の夫が責任ある行為をし、その責任は明確である、と仮定するだけでは不十分である。

二 そこで原告 (妻) の夫に対する慰謝料請求権が成立した場合、夫は国家賠償に対してBGB八三九条第一項前

(13) 段の意味における他の方法による賠償可能性を主張するであろう。これは、BGB八三九条第一項前段および基本法三四条による軍法八条第五項によつて責任ある被告は請求されないのである、という前提にもとづいているのである。

(a) 控訴審は、原告が夫に対して慰謝料請求をすることは期待されえない、と判断しているが、これは問題外である。

他の方法による賠償請求の可能性が被害者に期待しうるかどうか、というBGB前条第一項後段の判断は、夫婦が問題となつてるのであるから加害者の求償請求に対して夫婦の一方が拒否しうるというような事情は考慮しなくてもよい。この点が、慰謝料の算定（それが肯定された場合）以前に、まず判断されなければならない。

期待可能性の問題は、夫婦間においてもまた、彼女（原告）のよつて立つ土台（立場）が、利害関係者と夫婦関係にない場合においてはどうなるか、という事情が重要である。この場合は、妻は、たとえその請求が近く実現され

る見込みがない場合でも、夫に対しても現にBGB八三九条第一項後段⁽¹⁴⁾によつて請求しておく必要はない（BGHZ二卷二〇九頁、二一八頁。BGH保険法一六六〇年版七五頁、七六頁。同一九六二年版四二二頁、四二三頁⁽¹⁵⁾）。ここでは、その夫はあらゆる事情を検討してみて確かに慰謝料を支払うべき責任があるが、目下のところこの補償の全額もしくは一部を履行する情況にない、という事情が存在するだけでよい。しかしながら、控訴審は、原告の夫に対する請求が期待できることに対するこの種の事情を判断しなかつた。

連邦裁判所は従来、夫婦間において許されざる行為から生ずる諸々の請求問題に際して、それらの請求をBGB八三九条第一項後段の意味における他の方法による期待可能な補償可能性として把握できるか、という点については検討したことがなかつた。なぜならこの規定によれば、共同責任のある夫婦の一方は損害の全額について責任を負担（連帯責任）しなければならないからである（夫婦の一方（夫）が、事故につき不可抗力を証明できない以上、第二の加害者は軽過夫についてまでも責任を追求されうるので

あるから、彼（夫）はSTVG七条第一項によつてのみ責任がある場合にも責を負わねばならない）。この問題はここでもやはり確定されない。いずれにしても、夫婦間における損害賠償請求に関する問題、とくに慰謝料請求—過夫の際にのみ生ずるところの一には、他の方法による賠償可能性としては妥当しない。

(b) BGB八三九条第一項後段は、損害調停の一つのケースを規定している。慰謝料として履行されるべき賠償の際には、物的損害賠償の際とは異なり、すべての利害関係者にとって確定した金額が問題となる。この金額は、本件においては、より多くその損害に対し責任のある者同志で分担されるべきか、あるいは国家に共同責任がある場合には、その共同責任者に全額転嫁されるべきか、問題になる。しかし、本件において、あらゆる事情を考慮して慰謝料を確定しなければならない必然性は、むしろ慰謝料の配分がより多く責任のある者同志でそれぞれ異なりうるという点である。すなわち、各人個々別々に負担する賠償は、個々の人的関係によつて金額が異なるのである (BG

HZ一八巻一四九頁、一六四頁、一六五頁)。一般的にいえば、夫婦の一方はより低額の金銭による賠償責任を負うことになろう。この賠償金は、同じ情況下で責任のある（家族員でないところの）第一の加害者のそれよりは低額のものである。

国家が非財産上の侵害に対して共同責任を有する場合は、履行義務のある夫婦の一方がその責任の範囲において調停に達しえないということが、慰謝料の額を決定する際に考慮されなければならない。これはまた、慰謝料請求の正当性の枠内で加害者が経済的負担（割合の）を負うことを意味する (BGHZ一八巻一四九頁、一六五頁、一六六頁。加害者が保険会社との契約で、その損害をみずから負担しなければならない場合と同様に¹⁶⁾)。

(c) 個々の事例を適正な方法で考慮した非財産上の損害に対する賠償請求は、夫婦間においてもまた期待しうる適正な賠償可能性を有するのである。支障のない円満な夫婦が金銭的な調停を実際に取り行わなかつたということは、共同責任を有する国家の利害（不利）になんら影響を及ぼ

すものではない。これは原則として、彼らによつて惹起された損害について、より多くの責任ある者同志で賠償を負う場合と同様である。連邦裁判決によれば、かりに被害者が第一の加害者と特別な個人的関係があり、それゆえ損害賠償請求を放棄した場合でも（法律によつて賠償請求を否定されている場合を除いて）、それは第二の加害者の負担になら影響を及ぼさないのである。この原則は、労働事故における慰謝料請求（被害者からの）訴訟、すなわち連邦裁判所第六判事会一九七三年六月一二日判決（BGHZ六一巻五一页）で確認されている。損害に共同責任を有する事業主（第一加害者）は、RVO六三六条による第二加害者との関係において無過失責任を有しており、それゆえ損害賠償をしなければならないかぎり（BGB四二六条、二五四条）、負傷した労働者は社会保険に加入していない第二の加害者に対し損害賠償および慰謝料の請求をすることができない。損害が夫婦の一方によつて惹起され、賠償金算定の際その金額が家族共同体にとって負担しうるものと査定された場合に限つてであるが、夫婦は非財産的損害の全部また

は一部（BGB八三九条第一項後段）を共同して負う（義務として）ものといわなければならぬ。

B 母親（原告Ⅱ）の慰謝料請求

夫婦間の場合と同様に路上走行中損害を与えたというような、両親の子供一人に対する違法行為については、A（妻の慰謝料請求の項）で述べられた原則が一般的には適用される。第二原告の子供に対する慰謝料請求は、他の方法による賠償可能性を有し、国家は賠償責任を有する。

二

とにかく、この事件は疑義が多く、タナ上げせざるをえない。判事会は本件についてみずから結論をだすことはできない。乗用者の運転手に過失があつたとする控訴審の判断は十分でないし、また過失の問題はもつと検討されなければならない。また、両原告がどの程度まで慰謝料を請求できるか、という点については（交通事故の責任追求という点）、もつと事実関係を深く確認する必要がある。結局、

提訴せられたゞマツ連邦共和国に対するの判決は、乗用者の運転手より高い金額を支払わなければならぬこと、としの些少のうでのみである（BGHZ 18卷 1 四九頁—一六四頁）、終結せられたゞ。⁽¹⁷⁾

筆者注(一) a) Zur Frage eines Schmerzensgeldanspruchs zwischen Eheleuten und der Bedeutung eines solchen Anspruchs als anderweitige Ersatzmöglichkeit im Sinn des §839 Abs. 1 Satz 2 BGB.

b) Der mildere Haftungsmaßstab des §1359 BGB greift nicht ein bei Körperverletzungen zwischen Eheleuten infolge ihrer gemeinsamen Teilnahme am Straßenverkehr (Ergänzung zu BGHZ 53, 352). BGB §839, 847, 1359.

III. Zivilsenat. Urt. vom 18. Juni 1973 i. S. Bundesrepublik (Bekl.) w. W. (KI). III ZR 207/71.

I. Landgericht Heilbronn

II. Oberlandesgericht Stuttgart

(2) ナマツ民法八四七条「身体又ハ健康ハ侵害ノ場合並ニ自由ノ侵害ノ場合」於テ「被害者ハ財産的損害」非キハ損害ニ基キテモ金錢ハ依ル相当ハ賠償ヲ請求スルトマ得。此ノ請求権ハナラ譲渡又ハ相続スルトム得ズ、但シ契約ハ依リテナラ承認ハタルトキ又ハ權

利拘束ト為リタルトキハ此ノ限リ在ラズ。

婦女ニ対シ倫理ニ反スル重罪若ハ輕罪ヲ犯シ、又ハ詭計、強迫若ハ従属関係ノ濫用ニ依リテ婚姻外ノ性交ヲ承諾セシメタルトキハ、此ノ婦女モ亦同一ノ請求権ヲ有ベ。」——日本民法七一〇条。

(3) ナイシ民法117六条前段「債務者ハ別段ノ定ナキ限り故意及過失ニ付其ノ責ニ任ズ。」

ドイツ民法八一三一条第一項「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ生命、身体、健康、自由、所有權又ハ其ノ他ノ權利ヲ違法ニ侵害シタル者ハ、其ノ他人ニ対シ之ニ因リ生ジタル損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ。」——日本民法七〇九条、七一〇条。

(4) ナイシ民法111五九条「夫婦ハ婚姻關係ヨリ生ズル義務ノ履行ニ際シテハ、自己ノ事務ニ付用フルヲ通常メスル注意ノ範囲ニ於テノモ「相互」其ノ責ヲ負フ。」

(5) 本判決(BGHZ Bd. 53, S. 352)は筆者による紹介がある(ナマツ判例にみる夫婦間の不法行為)大東法学第五号八七頁以下)。判決は、「夫婦の二者が一方が、交通違反ニヨリ、他方に身体上または財産上損害を与えた場合、民法111五九条の比較的ゆるやかな賠償基準は適用されだら」と判示してゐる。

(6) vgl. dazu: Staudinger/Hübner, BGB, 10./11. Aufl., Rdnr. 28 vor §1353; Soergel/Siebert/Lange, BGB, 10. Aufl., §1353 Rdnr. 23; Erman/Barthołomejczik, BGB, 5. Aufl., §1359 Rdnr. 5 und

Rdnr., 6 vor §1353; Henrich, Familienrecht, 1970,
§10 I 3 b; Hauß in LM BGB §1359 Nr. 3 und in
Festschrift Möhring, 1965, 345, 358.

(n) vgl.: Dölle, Familienrecht, 1964, §44 Ic; Beitzke,

Familienrecht, 16. Aufl., §12 III 3; Jayme in Zeitschrift für Ehe und Familie—FamRZ—1970, 388, 389, 390; Hauß in Festschrift Möhring 345, 356, 357.

(∞) so: OLG Karlsruhe, FamRZ 1961, 375; Dölle
§44 I 1c; ersichtlich auch Hartung in VersR 1970,

($\frac{15}{2}$) BGHZ 2, 209, 218; BGH VersR 1960, 75, 76; 1962, 422, 423.

674 und Hauß in LM BGB §1359 Nr. 3.; aA: Henrich §10 I 3b; Roloff in VersR 1964, 703, 704, wohl auch Staudinger/Hübner Rdnr. 29 vor §1353.
(σ) vgl. Jayme in FamRZ 1970, 388, 389; Böhmer

(16) BGHZ 18, 149, 165, 166; ebenso für den Fall, daß der Schädiger im Verhältnis zu seinem Versicherer den Schaden selbst tragen muß: BGH VersR 1957, 573.

in MDR 1959, 816; Hauß in LM BGB §1359 Nr. 3.

(17) わが国最高裁判決も、夫婦間不法行為にもとづく損害賠償請求を認めている（最判昭和四七年五月三〇日）

(10) vgl. Hauß in *Festschrift Möhring* 345, 356.

(11) vgl. Staudinger/Schäfer, BGB, 11. Aufl., §847
Rdnr. 57; Hauß in LM BGB §1359 Nr. 3. → **zu**
§5 Das Nachschlagewerk des Bundesgerichtshofs
in Zivilsachen, Herausgegeben von Lindenmaier

und Möhring. すなわち、リンデンマイヤーとメーリング博士によつて出された民事における連邦裁の参考意見書の意味である。

(²) BGHZ 18, 149, 160; Staudinger/Schäfer aaO.

(13) ドイツ民法八三九条第一項前段「官吏が故意又ハ過